

平成31年3月29日

指定自動車整備事業者 各位

(一社) 鳥取県自動車整備振興会

保適証サービスのシステム改修について (お知らせ)

拝啓 早春の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、先般の保安基準適合標章への押印省略に関する省令改正等に伴い、保適証サービスにおいても下記の通りシステムの改修を行うこととなりましたのでご案内いたします。

なお、本件についてのお問合せは、振興会 本部 入江までお願いします。

敬具

記

1. 【改修概要】

①自動車検査証における乗車定員等の3つ目の項目への対応について

これまで、登録車における自動車検査証の乗車定員・最大積載量・車両総重量の記載欄の上段に括弧書きにて記載されているもの(3段書きの車両)について、保適証サービス対象外車両となっておりましたが、H31.4.1より新たに「乗車定員3」「最大積載量3」「車両総重量3」の入力欄が追加になり、対応可能となります。

②保安基準適合標章における自動車検査員等の押印省略への対応について

先般の適合標章への自動車検査員等の押印省略に関する省令等が発出された事により、適合標章のPDFを生成する際に(電子申請用)文言を追加し「印」表示の削除を行います。

③新規登録結果通知書、登録内容変更結果通知書、パスワード初期化結果通知書の案内文面の記載変更

現在、各通知書等のタイトルの下に自動車情報管理センター(AIRAC)への案内文を掲載しておりますが、今後は日整連自動車情報サイトへ誘導する文面に変更を行います。

2. 改修時期 **平成31年3月31日(日) 20:00以降**

※保適証サービス稼働停止後に改修予定となっているため、
日常業務への影響はないものと考えられます。